

横浜市磯子区精神障害者生活支援センター 令和8年度事業計画書

1. 運営方針

生活支援センターは、精神障害のある方や精神保健福祉に課題を抱える方々が、それぞれに望む地域生活を支援します。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」の構築の中核を担い、当事者や地域の関係機関との協働により地域づくりを進めます。

磯子区生活支援センターは、第5期磯子区地域福祉保健計画（スイッチ ON いそご）の基本理念「誰もが幸せに暮らせるまちをみんなでめざす」のもと、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多様な主体との協働を基盤とした地域づくりに寄与します。

複雑・多様化する区民のニーズを丁寧に把握し、地域ケアプラザや在宅医療連携拠点等との連携を深め、より地域に根差した支援が展開できるよう柔軟に事業を展開します。

2. 令和8年度重点取り組み事項

- (1) 「にも包括」のさらなる構築に向けた、地域ケアプラザや社会福祉協議会、在宅医療連携拠点等とのネットワーク強化
- (2) 相談支援機能の充実に向けた、人材育成の推進および体制の整備
- (3) DX（デジタルトランスフォーメーション）による事業変革、ICTの活用による、利用者の利便性と業務効率の向上

3. 相談支援の充実

精神障害のある方や精神保健に課題を感じる方々が、地域で安心して暮らせるよう“リカバリー”の視点に基づいた相談支援を展開します。「一次相談支援機関」として、基本相談の機能を十分に果たし、利用者の希望や状況に応じ、適切に相談支援を実施します。また、これまでの支援経験を踏まえ、地域の人材育成にも関わり、地域の多様な主体によるかかわりが広がるよう努めます。

退院サポート事業等を通して、地域生活支援拠点等の体制整備に関連する「体験の機会」を提供するなど、国や市の施策動向に沿った事業を展開します。

(1) 一次相談支援機関としての機能

精神障害のある方々の地域生活をサポートする第一線機関として、国や市の事業による相談支援を一体的に提供します。また、関係機関からの相談に柔軟に応え、地域の精神保健福祉の向上に努めます。

自立支援協議会や基幹相談支援センター、区福祉保健センターとの「定例カンファレンス」を十分に活用し、区域の相談支援体制の整備に努めます。

(2) 障害者総合支援法に基づく取組

ア 指定特定相談支援事業所（計画相談支援）として

本人の希望する生活の実現に向けて、サービス利用支援及びサービス利用継続支援を行います。生活場面に外向くこと等を通して多角的なアセスメントを行い、地域連携の中で支援を展開します。自立支援協議会（相談支援部会）を通して、地域の事業所への技術面の助言等も行います。

イ 指定一般相談支援事業所（地域相談支援）として

精神科病院に入院している方等を対象に、地域生活を送ることができるよう支援を行います。
また、退院後に安心して生活が送れるよう、緊急時を含む支援をニーズに応じて行います。

横浜市が実施している退院サポート事業や自立生活アシスタント事業と合わせて効果的に地域移行支援と地域定着支援を行います。

ウ 自立生活援助事業

グループホームや精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した精神障害のある方々が希望する生活が送れるよう、一定の期間、生活適応力や生活力を高めるための必要な支援を行います。

(3) 横浜市単独事業に基づく取組

ア 退院サポート事業の活用

長期に入院している方々の気持ちに寄り添い、地域での生活へ向けて準備できるよう、病院内での面接や外出の同行など、ご本人の希望や状況に応じた支援を行います。また、地域移行の推進へ向けて、入院中の方や病院のスタッフを対象に啓発を目的とした事業を、ピアサポーターや関係機関と協働して行います。

イ 自立生活アシスタント事業の活用

訪問による生活場面でのかかわりを重視し、それぞれの希望に応じたオーダーメイドの支援を行います。叶えたい生活の実現に向けて、インフォーマルなものを含む地域の資源を活用します。

(4) 横浜市総合保健医療センターの各種機能（総合相談、高齢者支援、精神科デイケア、就労支援、自立訓練（生活訓練）、訪問看護等）との緊密な連携による支援の充実を図ります。

(5) 「にも包括」の構築や地域共生社会の実現に向けて、また「横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン」に基づく相談支援の質の向上へ向けて、ピアスタッフとの協働について、より良い方法を検討しながら進めます。

4. 安心して過ごせる場の提供（フロア機能）

(1) 生活に役立つ地域情報を提供します。また、地域関係者や建物内の他団体と連携し、社会参加の機会を柔軟に提供します。

(2) 夕食、入浴及び洗濯等のサービス提供による日常生活支援を行います。なお、これらの有料サービス、およびフロア開所時間等においては、現在の利用者ニーズや生活環境の変化を踏まえ、適宜見直しを行っていきます。

(3) 利用者がサークル活動等で主体的に活動できるようアシストします。

(4) 来館者がそれぞれの過ごし方で過ごせるよう環境整備を進めます。

5. 地域づくりや普及啓発の取組

(1) 区福祉保健センターや基幹相談支援センターとの3機関一体の運営により、自立支援協議会を活用して「にも包括」の構築を進めます。

(2) 区内の各関係機関が開催する運営連絡会への参加、生活支援センターが行う運営連絡会等を通して、区内の課題を共有し、解消へ向けた意見交換等を積極的に行います。

- (3) 例会への参加や学習会の共催など家族会（なぎさ会）と協働し、必要に応じて個別の支援も展開します。自立支援協議会精神連絡会への家族会や当事者の参画を推進します。
- (4) 地域ケアプラザや地域包括支援センター等と連携し、地域住民、ケアマネージャー及び民生委員・児童委員等を対象とし、精神疾患や障害についての理解促進を目的とした講座を開催します。
- (5) 基幹相談支援センターや民間の住宅供給事業者等と連携し、居住支援に関わる検討会等の開催を通じ精神障害や支援体制についての理解促進を図ります。
- (6) 在宅医療連携拠点等との連携を通じ、区内の医療、障害、高齢分野にわたる各機関とのネットワークを構築します。

6. 業務運営推進

(1) 人材育成の取組

専門知識の取得や相談支援スキルの向上等、職員の資質向上を図るため、各種研修への派遣を計画的に実施します。業務上必須とされる研修を受講できる体制の確保に努めます。

また、MBO（目標によるマネジメント）を実施し、組織と職員の個々の目標や取組内容を共有し、達成状況を評価することにより、職員の成長と人材育成につなげます。

日々の申し送り時や定期的な職員会議において、カンファレンスや個別支援計画の検討を行い、支援の質的向上を図ります。

(2) 個人情報保護、人権配慮に基づく支援の徹底及び緊急時の対応

当財団の定める「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」に則り、個人情報の保護の徹底を図ります。また、人権を意識した関わりを組織的に行うため職員研修を実施するとともに、ひやり・はっと事例や事故報告を共有し、必要な事故防止策を講じるとともに事故等の緊急時に迅速且つ的確な対応ができる体制を整えます。

(3) ニーズ把握と苦情処理等

利用者ミーティングやアンケート等を通して寄せられた利用者からのご意見に耳を傾け、支援センターの運営に反映させます。苦情の窓口について、苦情処理の仕組みや責任者を明記したポスター掲示等を通して周知し、届いた苦情については迅速で適切な解決に努めます。

(4) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対策を十分に実施したうえで、利用者に対し必要な各種サービスを継続的に提供します。法人内で定めた指針等に基づき、徹底した感染対策を実施し、蔓延防止に努めます。

(5) 業務継続計画（BCP）の運用

感染症や自然災害等の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(6) 事業変革や業務効率化

時代状況の変化を的確に捉え、DXによる事業変革や業務効率化を図ることで、地域から期待される役割を柔軟に果たせる組織づくりを推進します。具体的には、支援システムを統一することで支援の標準化を図ることや、ペーパーレス化による個人情報漏洩防止及びセキュリティ強化などを図ります。

令和8年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市磯子区精神障害者生活支援センター
運営法人：公益財団法人横浜市総合保健医療財団

【 収 入 】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	83,977,000	57,727,000	9,141,000	17,109,000	
合計	83,977,000	57,727,000	9,141,000	17,109,000	

【 支 出 】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	74,225,000	49,732,000	8,165,000	16,328,000	
					1名
					5名
非常勤職員	12,901,000	8,644,000	1,419,000	2,838,000	4名
アルバイト	3,351,000	2,245,000	369,000	737,000	事務補助(障害者雇用)
調理アルバイト	2,602,000	1,744,000	286,000	572,000	調理アルバイト
嘱託医賃金	504,000	338,000	55,000	111,000	医師(月2回) 心理士(月2回)
法定福利費	9,243,000	6,193,000	1,017,000	2,033,000	社会保険料等
退職給与引当金	2,677,000	1,794,000	294,000	589,000	
福利厚生費	60,000	40,000	7,000	13,000	横浜市勤労者福祉共済掛金等
労務厚生費	132,000	88,000	15,000	29,000	健康診断経費等
施設管理費	5,621,000	4,609,000	562,000	450,000	
光熱水費	2,482,000	2,035,000	248,000	199,000	電気・ガス・水道
庁舎管理	3,251,000	2,666,000	325,000	260,000	定期清掃、設備点検、 機械警備等
入浴サービス等実費徴収額	△ 112,000	△ 92,000	△ 11,000	△ 9,000	入浴・洗濯実費徴収額光熱水費充分
運営費	4,131,000	3,386,000	414,000	331,000	
旅費	397,000	325,000	40,000	32,000	一般旅費
消耗品費	776,000	636,000	78,000	62,000	事務用消耗品費、訓練材料費
印刷製本費	72,000	59,000	7,000	6,000	パンフレット他
修繕費	334,000	274,000	33,000	27,000	修繕費(給排水設備等)
通信運搬費	749,000	614,000	75,000	60,000	SIM利用料、切手代、電話料等
賃借料	725,000	594,000	73,000	58,000	コピー保守料、ソフト賃借料
備品等購入費	805,000	660,000	81,000	64,000	PC更新、各種行事用他
保険料	40,000	33,000	4,000	3,000	賠償責任保険・傷害保険料等
雑費	233,000	191,000	23,000	19,000	各種会費、研修会費、講師謝金ほか
本部繰入金					
合 計	83,977,000	57,727,000	9,141,000	17,109,000	